



巻頭論文

第30次地方制度調査会答申について

筑波大学大学院人文社会科学研究科教授
岩崎 美紀子

第30次地方制度調査会は、2013年6月、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を行った。答申は、大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題、現行の大都市等に係る制度の見直し、新たな大都市制度、基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制、の4章構成となっている。本稿は、まず今次の地方制度調査会の活動を政治の動きとの関係から概観する。任期途中で政権交替が起こり、地方制度を標的とする地域政党が大きな影響力をもった時期でもあった。次に答申の概要を紹介する。最後に、答申への所感と地方制度の課題について言及する。

1 政治の動きと地方制度調査会

地方制度調査会（以下、地制調）は、内閣総理大臣の諮問を受け、地方制度に関する重要事項を調査審議し、その成果を内閣総理大臣に答申する。法律に設置根拠を置いており、昭和27年に設置法が制定されて以降、第14次までは任期は1年であったが、第15次以降は2年となった。2年任期の地制調では、任期途中で首相が替わり、諮問する首相と答申する首相が異なることはこれまでもあった。しかし今回は政権交替をはさんでの首相の交替であり、第24次¹以来であった。政治の動きは地制調にどのような影響を与えたのであろうか。

第30次地制調は、2011年8月菅内閣のもとで発足した。安倍第1次内閣のもとで発足した第29次地制調は、2009年6月に、いくつかの課題を次の地制調に託しながら活動を終えており、このような場合はすぐに次の地制調が発足するのが一般的であった。しかし第30次発足まで2年以上を要している。

2009年8月に成立した民主党政権は、自民政権時代の審議会を否定し、地制調もその一環と見なされた。その一方で、「地域主権」改革を掲げており、地方制度に関する審議の場がまったくなかったわけではない。2010年1月、地方行財政検討会議が総務大臣のもと

¹ 第24次は細川内閣期に発足の準備が行われた。発足当日は羽田内閣であり、答申は村山首相に行った。非自民連立政権から自社さ連立政権へ替わったが、地方分権推進の方針は変わらなかった。立法措置による推進という新たな手法で、地方分権推進委員会が設立され、後に第1次分権改革と呼ばれる動きが進行した。地制調は、個別法改正を必要とする権限移譲そのものではなく、その権限を使いこなすことができるように自治体の規模と能力を強化する地方制度の改革に焦点をあて、地方分権推進の両輪の1つとなっていた。

